

平成30年度船員災害防止実施計画について

船員災害防止計画とは

- 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)に基づき、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、また、その実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないこととされている。

第11次船員災害防止基本計画(平成30年度～平成34年度)

船員災害の減少目標

第10次計画期間(25年度～29年度)の年平均値と比較して、死傷災害及び疾病の発生率を右のとおり減少させることを目標とする。
また、死傷災害による死亡・行方不明者数を2割減少させる。

	死傷災害	疾 病
貨物船等	14%減	14%減
漁 船	11%減	11%減
全 体	16%減	13%減

船員災害対策



主要な対策の推進

①作業時を中心とした死傷災害防止対策

転倒等防止のための作業環境の改善や自主改善活動等の取組を推進する。

②海中転落・海難による死亡災害防止対策

最新の気象情報の収集、救命胴衣の着用、荒天時の作業中止等を徹底する。

③漁船における死傷災害対策

揚網等作業時の転倒・挟まれ等防止のための労働環境の改善に努める。

④中高年船員の死傷災害・疾病防止対策

年齢による心身機能の変化等を踏まえた作業環境とする。

⑤生活習慣病等の疾病防止対策

食生活の改善を含む船員の健康管理、感染症・熱中症等予防対策を徹底する。

⑥パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保

個別面談の実施、相談窓口の設置等による予防対策を図る。

⑦その他の安全衛生対策

各種資料を活用し外国人船員に係る安全衛生対策の推進を図る。

第11次基本計画期間(平成30年度～平成34年度)の死傷災害及び疾病の年平均発生率を、第10次基本計画(平成25年度～平成29年度)の年平均発生率と比較し、下記のとおり減少させる。

第11次基本計画の減少目標

○死傷災害の減少目標

- 貨物船等 : 14%減
- 漁 船 : 11%減
- 全 体 : 16%減

○疾病の減少目標

- 貨物船等 : 14%減
- 漁 船 : 11%減
- 全 体 : 13%減

○死傷災害の死亡及び行方不明者数について、2割減少させる。

※第11次基本計画の主要な対策

1. 労働時間、労働負荷の軽減
2. 作業時を中心とした死傷災害防止対策
3. 海中転落・海難による死亡災害防止対策
4. 漁船における死傷災害対策
5. 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策
6. 生活習慣病等の疾病防止対策
7. パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保



基本計画で定めた船員災害の減少目標を達成するため、基本計画期間中に毎年度同程度減少を目指すこととし、平成30年度実施計画は、第11次基本計画の初年度であるところ、基本計画5カ年平均における減少目標を最終的に達成できるよう船員災害の減少目標を死傷災害及び疾病に区分して、次のとおりとする。

1. 死傷災害

死傷災害発生率の減少目標は、船種別に次のとおりとする。

○減少率の目標

- 貨物船等 : 2% 減
- 漁 船 : 3% 減
- 全 体 : 4% 減

※目標の数値は、次ページ予想値も含めた5年間の平均発生率を達成するために必要となる、平成29年度からの減少率

死亡及び行方不明者数について、第10次基本計画期間と比べ2割減少させる。

2. 疾 病

疾病発生率の減少目標は、船種別に次のとおりとする。

○減少率の目標

- 貨物船等 : 3% 減
- 漁 船 : 4% 減
- 全 体 : 3% 減

※目標の数値は、次ページ予想値も含めた5年間の平均発生率を達成するために必要となる、平成29年度からの減少率

船員災害発生状況等

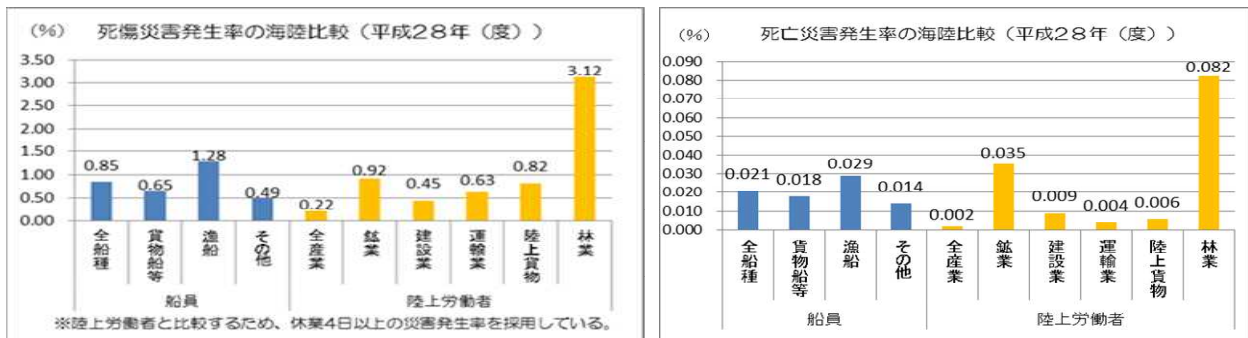
船員災害発生状況等

(3頁目)

		第9次		第10次					
		実績 年平均	目標		実績				
			減少目標	年平均	H25	H26	H27	H28	年平均
死傷災害	貨物船等	0.82%	11%減	0.73%	0.76%	0.78%	0.74%	0.68%	0.74%
		332人			304人	306人	302人	281人	298人
	漁船	1.50%	15%減	1.28%	1.43%	1.42%	1.24%	1.35%	1.36%
		430人			372人	360人	304人	328人	341人
	合計	1.10%	13%減	0.96%	1.03%	1.03%	0.93%	0.93%	0.98%
		762人			676人	666人	606人	609人	639人
	死亡等人数	36.6人	20%減	29.3人	30人	32人	21人	34人	29.3人
疾病	貨物船等	1.07%	12%減	0.94%	0.92%	0.88%	0.95%	0.86%	0.90%
		434人			365人	348人	388人	354人	364人
	漁船	0.98%	5%減	0.93%	0.93%	0.89%	0.80%	0.89%	0.88%
		280人			242人	224人	196人	216人	220人
	合計	1.03%	10%減	0.93%	0.92%	0.88%	0.89%	0.87%	0.89%
		714人			607人	572人	584人	570人	583人

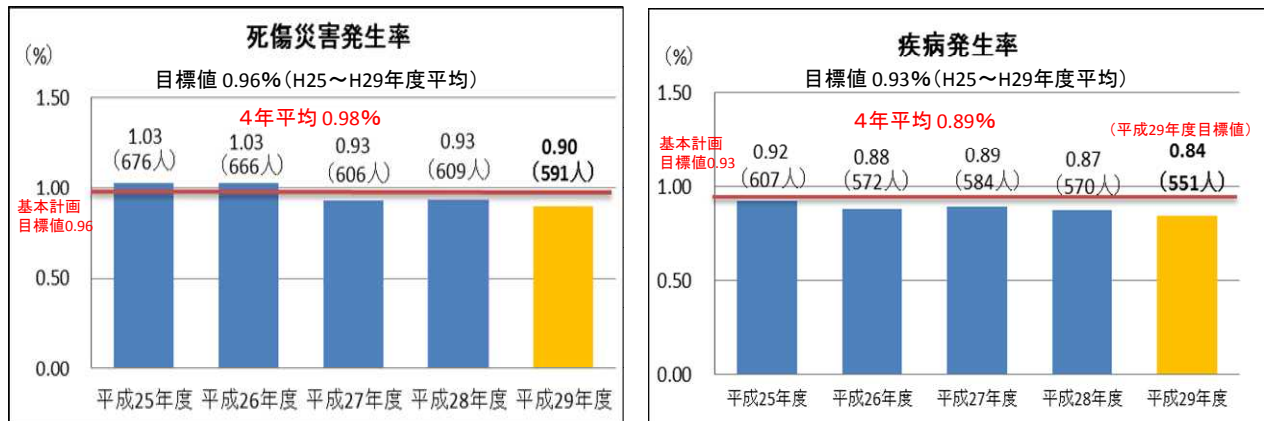
平成28年(度)陸上の災害発生率との比較

(1頁目)



第10次基本計画の船員災害減少目標及び達成状況(合計)

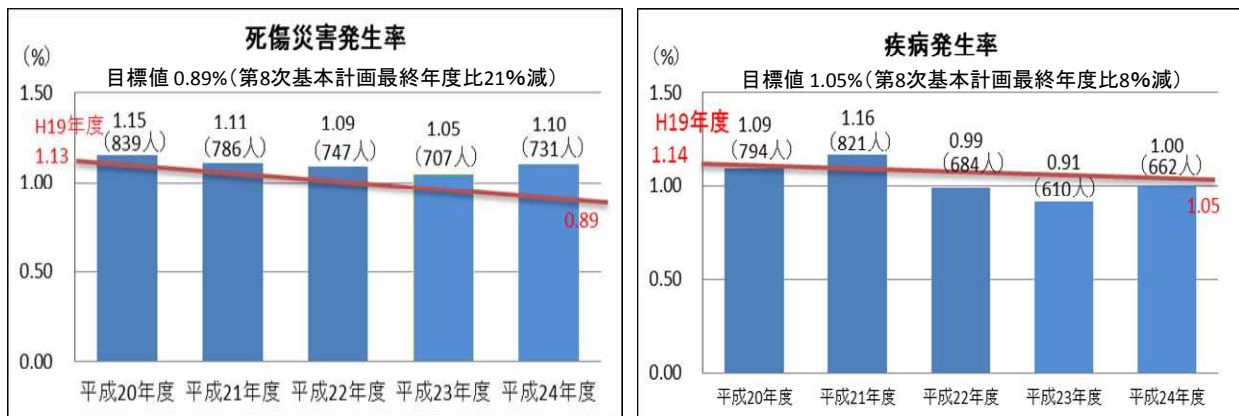
(3頁目)



※平成29年度の目標値は、平成28年度の発生率を前提に、平成29年度の発生率の減少目標(3%)を達成した場合の数値である。

第9次基本計画の船員災害減少目標及び達成状況(合計)

(3頁目)



平成30年度船員災害防止実施計画

災害発生率の推移(平成18年度～平成28年度)

(4頁目)



個別の船員災害の傾向と対策

(12頁目)

死傷災害の発生率は、平成25、26年度は横ばい、平成27年度は減少したものの、平成28年度は前年度同率となった。死傷災害の種類では「転倒」は前年度より9人減少したが、死亡・行方不明者数は13人増加している。また、高年齢船員(50歳以上)の死傷災害発生率は、平成27年度は1.06%まで減少したものの、平成28年度は1.13%に増加し、依然として全年齢平均(0.93%)より高い状況にある。

疾病については、これまで一般船舶、漁船、全体とも第10次船員災害防止基本計画の目標値をクリアしており、平成28年度は発生件数、発生率ともに前年度から減少している。

第11次船員災害防止基本計画においては、これまでの重点を置くべき災害に対応した取組に、新たにパワーハラスメント防止とメンタルヘルスの確保を加えた7つの取組を中心に実施して行くこととする。

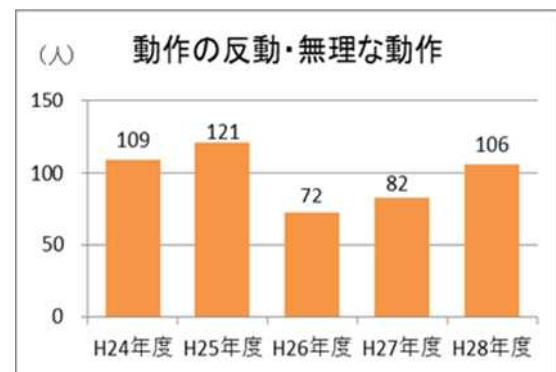
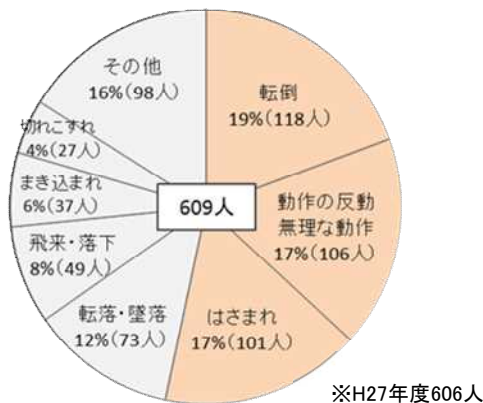
1. 作業時における死傷災害と対策

(5頁目、12～13頁目)

傾向

- 従来より「転倒」(19%)、「はさまれ」(17%)が多い。
- 「転倒」は甲板上の通路・階段等でのつまずき・滑り等によるものが多い。
- 「はさまれ」は漁ろう装置、次いで用具・工具によるものが多く発生している。
- 「動作の反動・無理な動作」は平成27年度から増加に転じている。(14%→17%)
- 「動作の反動・無理な動作」は、高所から飛び降りる等によるものが最も多く発生しており、次いで用具・工具の取扱い時となっている。

死傷災害の種類別発生状況



対策

船内安全衛生委員会や作業前ミーティング等を通じて作業基準や手順の確認、ヒヤリハット事例集の活用やKYT（危険予知訓練）、KYK（危険予知活動）等の導入を含めたリスク低減対策の推進、若年船員等への積極的な安全衛生指導の実施等を行う。

(8～9頁目)

- 「転倒」
甲板及び通路等の水、油等を拭き取り、床面にマットを設置する。
ロープ、ワイヤー等の整理整頓を励行する。
- 「はさまれ」
機械等の動力部には覆いをつけ、接触のおそれのある場所には立ち入らない。
同時に複数の者が作業を行う際には、合図の励行を徹底する。
- 「動作の反動・無理な動作」
作業を行う際は、身体の不可を考慮し、無理な体勢にならないようにする。
乗下船の際は舷てい、はしご等使用して不用意に飛び降りないようにする。

(12～13頁目)

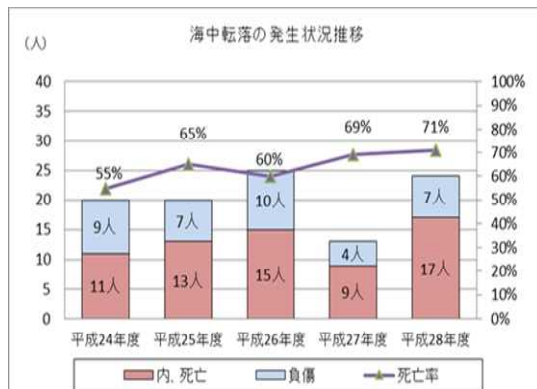
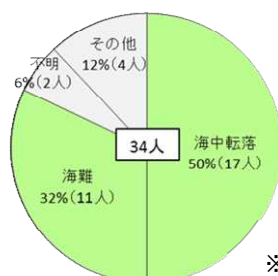
2. 死亡・行方不明率の高い災害と対策

(6頁目)

傾向

- 海中転落が多い。(50%)
- 海中転落の特徴として、死亡率が非常に高い。(71%)

死亡・行方不明となった災害の種類



対策

- 海中転落の対策としては、作業用救命衣等保護具の使用、乗下船時における歩み板等の使用・注意喚起、波浪発生時の対策、海中転落に備えた対策、生存対策講習会の受講等の対策を実施する。
- なお、平成30年2月より、小型船舶においては、漁ろう作業時以外でも、甲板上では作業用救命衣等の着用が義務付けられることから、その徹底を図る。

(14～15頁目)

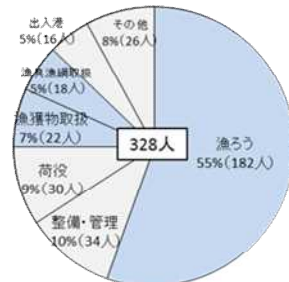
3. 漁船における死傷災害と対策

(6頁目,16頁目)

傾向

- 一般船舶よりも災害発生率が高い。
- 漁ろう作業、漁獲物取扱作業、漁具・漁網取扱作業の漁船特有の作業中に多く発生(67%)している。

作業別死傷災害発生割合(漁船)



対策

- 保護具の着用を徹底する等、漁ろう作業中の安全確保を行う。
- 甲板等の魚の血のり等の清掃による床面の滑り防止、転倒防止用のロープを張る等の「転倒」防止対策を実施する。
- 漁ろう装置等の取扱いに際しては、慣れを排除し、指や手を挟まれないよう注意する等の「はさまれ」防止対策を徹底する。

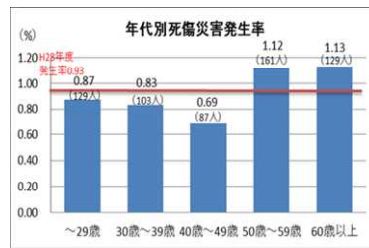
(16～17頁目)

4. 高年齢船員の死傷災害・疾病と対策

傾向

(7頁目)

○高年齢船員(50歳以上)の死傷災害・疾病ともに、他の年代と比べ高い発生率を示している。



対策

- 作業に際しては、急がず安全を確認しつつ行うこと。
- 災害発生場所にトラマークを表示するとともに滑り止め対策等を講じること。
- 手すりを使用するよう船内に掲示する等注意喚起を行う。
- 漁獲物を扱う際にはその大きさ、自身の体力等を判断し、周囲の助けを受け作業を行う。
- 筋骨格系の疾病が多いため、準備運動の実施や中腰等の無理な姿勢をしない。
- 作業場所に適切な照明や滑り止めを設置する。

(18～19頁目)

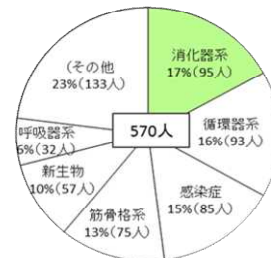
5. 生活習慣病等の疾病対策

傾向

(7頁目)

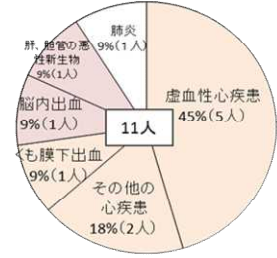
- 消化器系疾患が最も多く、循環器系疾患、感染症(インフルエンザ等)と続いている。
- 筋骨格系疾患は依然として多い。
- 疾病の内訳では、91%が生活習慣病により死亡している。

疾病の種類別発生状況



※H27年度584人

疾病による死亡の内訳



※H27年度13人

対策

- 生活習慣病等の健康教育を徹底し、作業環境の整備等の健康管理対策を推進する。
- 食生活の改善、飲酒・喫煙の節制、適度な運動の実施等日常的な対策を行う。
- 栄養管理に配慮した食事となるよう、船内調理作業従事者に対して、適切な教育を実施する。
- インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として、うがい、手洗い、消毒等の習慣づけ、その他の各種の感染症についての正しい知識・最新の動向の把握をする。
- 居眠りについては、疲労、寝不足、薬の服用、疾病(SAS等)が原因と指摘されているため、船員本人のみならず、船舶所有者も船員の健康管理に努める。
- 暑い日・場所での作業中の水分・塩分の補給、十分な睡眠等の熱中症対策を実施する。
- 事業者自らがパワーハラスメントを無くすことを明確に示し、相談窓口の設置や研修を実施する等、パワーハラスメントの防止に努める。
- 船内安全衛生委員会の活用や相談窓口の設置を図る等、船内におけるメンタルヘルスケアに積極的に取り組む。

(20～23頁目)

6. その他

○船内向け自主改善活動(WIB)指導員養成のための講習会を実施し、引き続き WIBの普及促進に努める。

(10頁目)

○疲労及びストレスの蓄積が発生要因となる海難事故、死傷災害・疾病の発生を予防するため、労働時間規制を遵守し、休息時間を適正に確保する。

(11頁目)

○船舶所有者、船員及びその関係者を対象に、他社の模範となる安全で労働環境が充実した取組を「船員安全・労働環境取組大賞」又は「特別賞」として選定し表彰を行う。また、受賞した取組をベスト・プラクティクス集にまとめ、国土交通省HP等で広く公表する。

(24頁目)

○船員災害防止協会は、事業の充実及び効率化を図るとともに、国など関係者は協会への加入が促進されるよう協力する。

(25頁目)